

て

平川教育長： それでは、第1号議案、令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案を申し上げますのでございます。

今回、議会に提案されます教育委員会関係の議案につきましては、資料の中ほど、「1提案される議案」に記載しておりますとおり、(1)から(5)までの5件でございます。資料に沿って御説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案」についてでございます。これは、地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から、知事等が職務を行うにつき、「善意でかつ重大な過失がない」ときは、知事等が県に対して負う損害賠償責任額から一部を免責する条例の制定が可能となったことを踏まえまして、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

なお、この条例における「知事等」とは、「知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員」と規定されており、教育委員会では、教育長、教育委員及び一般職の職員が対象となるものでございます。

条例の内容につきましては、資料の中ほど、「4 条例制定の内容」に記載をしておりますとおり、知事それから教育長若しくは教育委員などの区分に従いまして、最低責任負担額を定めること、また、職務につきまして、善意でかつ重大な過失がないときは、県に対して負う損害賠償責任額から、最低責任負担額を控除した額につきまして、免責されることを定めることとしてございます。

施行期日は、地方自治法の改正に合わせまして、令和2年4月1日としてございます。

2ページをお願いいたします。「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」についてでございます。これは、国内旅行に係る宿泊料が高額となっていることを踏まえまして、特別職の職員等の旅費又は費用弁償の額について、一般職の職員の例により、調整することができるように規定を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日からととなっております。

3ページをお願いいたします。「広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてでございます。これは、学校職員の定数の改正を行うものであり、具体的には、表にございますとおり、令和元年度の1万4,483人から、令和2年度の1万4,438人へ45人の減員をすることとしてございます。内訳といたしましては、県立学校の教職員が5,206人から5,134人へと72人の減員、市町立学校の県費負担教職員が9,277人から9,304人へと27人の増員となっております。その主な理由といたしましては、「主な増減要因」の欄に記載しておりますとおり、小・中・高等学校の児童生徒数の減少によりまして教職員定数が90人減る一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加によりまして45人の定数増が必要になったことによるものでございます。

施行期日は令和2年4月1日としてございます。

4ページをお願いいたします。「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」についてでございます。この条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることとされたことを踏まえまして、指針に基づきまして、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を教育委員会が行うこととするため、必要な改正を行うものでございます。

具体的には、文部科学大臣が定める指針において、公立学校の教育職につきましては、令和2年4月から、正規の勤務時間及びいわゆる自発的勤務に係る勤務時間を含めて、在校等時間と定義し、教育委員会において勤務時間管理を行うこととされ、その上限時

間が示されたところでございます。

なお、上限時間につきましては、「2 法改正の概要」の表の「指針」に記載のとおりでございます。

施行期日は令和2年4月1日となっております。

5ページをお願いいたします。「令和2年度教育委員会関係当初予算」についてでございます。まず、「1 令和2年度一般会計予算」についてでございます。

「(1) 歳入」につきましては、表の中ほど、令和2年度の一番下の合計欄に記載しておりますとおり、総額403億3,900万円余と、前年度と比較いたしまして17億6,500万円余の減となっております。その主な理由といたしましては、諸収入につきまして、臨時的任用職員の保険料積算方法の見直しなどによりまして、10億5,300万円余の減があるということ、また、県債につきまして、広島叡智学園及び三次中学校・高等学校等の校舎建設等に係る工事費減少などによりまして、県債が5億7,100万円の減となったところでございます。

続きまして、「(2) 歳出」につきましては、表の一番下の合計欄にございますとおり、総額1,643億3,300万円余と、前年度と比較いたしまして16億3,100万円余の減となっております。

6ページをお願いいたします。「(3) 歳出の経費区分別内訳」でございますけれども、一般事業費のうち、「施設整備」につきましては、前年度と比較いたしまして15億円余の減となっております。その主な理由といたしましては、広島叡智学園及び三次中学校・高等学校等の校舎建設等に係る工事費の減少などによるものでございます。一般事業費のうち、「その他」につきましては、前年度と比較いたしまして15億4,200万円余の増となっております。その主な理由といたしましては、会計年度任用職員制度移行による11億800万円余の増などによるものでございます。また、職員給与費につきましては、17億4,400万円余の減となっておりますが、理由といたしましては、職員の若返りによる職員構成の変化に伴う教職員給与費の減でございます。

続いて、「(4) 債務負担行為」でございます。「広島叡智学園中学校・高等学校整備事業」につきましては、校舎等整備に係る工事を令和2年度、令和3年度の2か年に実施することによるものであり、令和3年度分として4億500万円余の限度額を設定しております。「県立学校施設整備事業」につきましては、県立学校の施設整備等の一部の工事を令和2年度から令和3年度の2か年に実施することによるものであり、令和3年度分として16億8,300万円余の限度額を設定しております。「県立特別支援学校通学対策事業」につきましては、通学用スクールバス運行委託の一部につきまして、令和2年度末の契約期間満了に伴いまして、令和2年度中に発注し、令和2年度から引き続き実施することによるものであり、5年間の委託費用として2億100万円余の限度額を設定しております。

続いて、「2 令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算」でございますが、特別会計は繰越金や諸収入となります償還金により、自立運用を行うこととしてございます。したがって、歳入・歳出は同額となっております。

それから、令和2年度につきましては、高等学校等への入学準備に係る費用の貸付制度創設に係る貸付金の増とICT機器の購入に係る経済的負担軽減のための給付制度の創設によりまして1億6,200万円余の増となっております。

7ページ以降には、歳出予算の事項別内訳、10ページには、「令和2年度主要施策の概要」を掲載しておりますので、別途御覧いただければと思います。

以上が、今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。教育委員会の関係課が確認し、いずれも内容に問題がなく、同意することが適当であると考えております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定というところですが、知事等が県に対して負う損害賠償責任とは例えばどのようなことがあるのですか。

江原総務課長： 他県市の事例で言いますと、例えば、京都市の事例でございますけれども、市長がゴルフ場開発不許可処分等を行った開発業者から買い取った開発用地の買取代金が著しく高額だったということで訴えられまして、その市長が26億円の賠償金を負ったという事案がございました。こういったケースにおいて上限を定めるということで、その判断の部分において適正に対処していこうというものであります。

中村委員： 個人的なことではなくて、公務としてやったことについて、個人の責任があると認め

られる，裁判で認められるケースがあるということなのですか。

江原総務課長：あくまでも公的立場において判断した内容につきまして，住民からその支払いをしたということ自体が不適當であるという訴えに対して対処するものでございます。

平川教育長：ほかに御質問，御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は，挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長：全員賛成と認めます。
よって，本案は，原案どおり可決されました。